

彌勒菩薩願ふ所に応へて奇しき形を示す縁 第八

近江国坂田郡遠江里に、一の富める人有り。姓名詳ならず。瑜伽論を写さむとして願を發していまだ写さずして淹しく年を歴、家の財やうやく衰へて生活くに便無し。家を離れ妻子を捨て、道を修ひて祐を求む。なほ願を果さむことを願、常に懐に愁ふ。帝姫阿陪天皇の御世の天平神護二年丙午の秋九月に、一の山寺に至りて日を累ねて止住る。其の山寺の内に一の柴生立つ。其の柴の皮の上に忽然に彌勒菩薩の像化生る。時に彼の行者見て仰ぎ瞻、柴を巡りて哀び願ふ。諸人伝へ聞き、来りて彼の像を見る。或るいは俵の稻を献り、或るいは銭と衣とを献り、乃至一切の財物を供上る。瑜伽論百卷を繕写し奉りて因りて齋会を設く。既に其の像、奄然に現れず。誠に知る、彌勒は高く兜率天の上に有りて願に応へて示れ、願主は下苦縛の凡地に在りて深く信ひて祐を招くことを。何ぞ更に疑はむ。

せられた、とみえる。続紀・天平宝字八年十二月二十八日条に滅阿の勅がみえるが、法均尼の諫言との関係は不明。本説話に「十二月」とあるのは、この勅に関わるであろう。
元迷う。幻覺を見たことをいう。
三 脚部。大腿部を覆うもの。服装または軍装とされた。観音が人を行脚として着用する、というのは異様なイメージ。他に例をみない。入面のごとき裝飾を有する行脚が存したか。観音は忿怒形で考えられているのであろう。
三 原文即見其頸張眼、将打殺時。山繼の頭が引つ張つて伸ばされて打ち殺しようとするのと同時に、の意。「見」は被動を示す。
三 長野県。中流(延喜式・刑部省)。
三 この傷痕を人々々に示しながら山繼は自分の体験した観音靈験を語ったのであろう。

第八縁 今昔物語集・十七ノ三十四に書承。

- 一 滋賀県坂田郡。遠江里は未詳。
- 二 瑜伽師地論。百卷。玄奘訳。彌勒菩薩が仏滅後に都史多天(兜率天)より中印度の阿瑜陀国に降り無著菩薩のために説いた(瑜伽師地論一)とされる。
- 三 七十六年。
- 四 雑木。柴と彌勒菩薩との関係は不明。「其山寺内」とあるのは堂舎内を意味するか。
- 五 「忽然化生(観彌勒菩薩上生兜率天経)」、「忽然化生者、四生中最勝故(観彌勒上生兜率天経賛・下)」。
- 六 一俵の容量は不明。公私の運米は五斗を一俵とした(延喜式・雜式)。
- 七 転写し裝潢すること(令集解・職員令)。
- 八 ↓上卷三十三縁。経巻を供養するために法会

藤原朝臣臣足は、帝姫阿倍天皇の御代に倏に病身に嬰り、身の病を差さむが為に、神護景雲二年の二月の十七日に、大和国菟田郡に真木原の山寺に至りて住みて八の齋戒を持つ。筆を取りて書き習はむとして、机に就きて暮に迄りて動かさず。侍者の童男睡眠れるなりと思ひて、驚かし動かして白して言さく「日没の時に臻る。故に仏を礼むべし」とまうす。然れどもなほ驚かず。強ひて押しして振り動かせば、手に取れる筆を墮し、四の支曲屈りながら仰け仆れて気せず。死にたるなりと訂睭て、従者悚怖る。慄り走りて家に帰り、親屬に告知らす。親屬聞きて喪殯の物を備く。三日を経て往きて見れば蘇甦りて居て待つ。属等問へば、答へて語はく「人有り。鬢生ふること頰に逆へ、下には緋を著上には鉞を著、兵を佩び梓を持ち、広足を喚びて言はく「闕急に汝を召す」といひて、戴を以ちて背を榮ぎ、前に立ちて逼めて将く。先に一人を見、後に二の使を見る。之の中に我れを立てて追ひ急ぎ走り往く。往く前の道中に

第九

藤原朝臣臣足は、帝姫阿倍天皇の御代に倏に病身に嬰り、身の病を差さむが為に、神護景雲二年の二月の十七日に、大和国菟田郡に真木原の山寺に至りて住みて八の齋戒を持つ。筆を取りて書き習はむとして、机に就きて暮に迄りて動かさず。侍者の童男睡眠れるなりと思ひて、驚かし動かして白して言さく「日没の時に臻る。故に仏を礼むべし」とまうす。然れどもなほ驚かず。強ひて押しして振り動かせば、手に取れる筆を墮し、四の支曲屈りながら仰け仆れて気せず。死にたるなりと訂睭て、従者悚怖る。慄り走りて家に帰り、親屬に告知らす。親屬聞きて喪殯の物を備く。三日を経て往きて見れば蘇甦りて居て待つ。属等問へば、答へて語はく「人有り。鬢生ふること頰に逆へ、下には緋を著上には鉞を著、兵を佩び梓を持ち、広足を喚びて言はく「闕急に汝を召す」といひて、戴を以ちて背を榮ぎ、前に立ちて逼めて将く。先に一人を見、後に二の使を見る。之の中に我れを立てて追ひ急ぎ走り往く。往く前の道中に

をおこなったのである。
ハ 彌勒菩薩の居処。
〇 凡夫の居処、または凡夫の境界。「苦縛」は苦に繋縛されていること。「離苦縛、名得解脱」(妙法蓮華経・譬喻品)。「具縛凡夫(菩薩要路本業経・下)」という表現との関係は不明。

第九縁 あやしき表(し)の説話。地藏菩薩は、

- 本書では本説話のみに登場する。
- 二 未詳。本説話以外に所伝をみない。
- 三 七十六年。
- 三 奈良原宇陀郡。「真木原山寺」は所在不明。このあたりの原文は「至大和国菟田郡於真木原山寺」。「一」に「一」と訓読しておく。
- 四 ↓中卷十一縁。
- 五 ↓中卷十三縁六時」。
- 六 四肢。
- 七 呼称を侍者童男(従者と変化させている)。
- 八 和名抄・葬送具に、棺ひとき。死屍を収めるもの。柳おほとこ。棺を収めるもの。死屍は二重に覆われることとなる。埵(死者の口に含ませる玉・香輿(香のこし)。香華を運ぶ。火輿(火のこし。燈明を運ぶ)。練衣(ふごころも。喪服)・歩障(白布の帷幕)・門燎(門前に燃す火)がみえる。書紀・神代下には、天稚彦の殯に因して鳥たちに持領頭者・持帯者・香女・尸者・関者・造掃者・穴人者などの役割が与えられている。詳細は不明であるが、さまざまな物が使用されたのであろう。これらの準備のために時間がかかり、葬するのが遅れ、その間に広足は蘇生してしまつたのである。
- 元 筆を連想させる容貌。
- 三 冥界とのかかわりを有する者はアカ系色のものを身につける。